

【企業局】行政職給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	5	8.6	主事	0	9	15.5	主事・技師級
				技師	5			
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	4	6.9	主事	2	31	53.4	主任・係長級
				技師	2			
3級	1 参事の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	6	10.3	主任主事	1	31	53.4	主任・係長級
				主任技師	5			
4級	1 広域本部又は地域振興局の副部長又は課長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	28	48.3	参事	24	13	22.4	課長補佐級
				施設二課長 発電総合管理所	1			
				主幹	3			
5級	1 課長補佐の職務 2 広域本部又は地域振興局の相当困難な業務を行う副部長又は課長の職務 3 相当困難な業務を行う主幹の職務	3	5.2	主幹	1	13	22.4	課長補佐級
				課長補佐	1			
				所長 都呂々ダム管理事務所	1			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 広域本部又は地域振興局の部長又は局次長の職務 4 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う副部長又は課長の職務 5 審議員の職務 6 困難な業務を行う主幹の職務	10	17.2	主幹	5	4	6.9	課長級
				課長補佐	1			
				次長 発電総合管理所	1			
				課長	1			
				政策調整審議員	1			
				所長 発電総合管理所	1			
7級	1 本庁の局長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の困難な業務を行う課長の職務 4 地域振興局長の職務 5 広域本部又は地域振興局の困難な業務を行う部長又は局次長の職務 6 首席審議員の職務 7 困難な業務を行う審議員の職務	1	1.7	課長 本庁	1	4	6.9	課長級
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
8級	1 本庁の困難な業務を行う局長の職務 2 相当困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う地域振興局長の職務 4 困難な業務を行う首席審議員の職務	0	0.0	次長 本庁	0	0	0.0	次長級
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
				次長 本庁	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 広域本部長の職務	1	1.7	局長 本庁	1	1	1.7	部長級
				局長 本庁	1			
				局長 本庁	1			
				局長 本庁	1			
全体計		58						

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない

【企業局】技能労務職給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	職名 (人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0	0	2	100.0	技師級
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0	0			
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0	0			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0	0			
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	2	100.0	技師 2			
全体計		2					

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない

【病院局】行政職給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	1	6.7	主事	1	3	20.0	技主 師事 級・
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事 又は技師の職務	2	13.3	主事	2			
3級	1 参事の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	1	43.0	主任主事	1	8	53.3	係主 長任 級・
4級	1 広域本部又は地域振興局の副部長 又は課長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	8	53.3	参事 主幹	7 1			
5級	1 課長補佐の職務 2 広域本部又は地域振興局の 相当困難な業務を行う副部長又は 課長の職務 3 相当困難な業務を行う主幹の職務	0	0.0		0	3	20.0	課 長 補 佐 級
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の 課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 広域本部又は地域振興局の部長 又は局次長の職務 4 広域本部又は地域振興局の 困難な業務を行う副部長又は 課長の職務 5 審議員の職務 6 困難な業務を行う主幹の職務	2	13.3	課長補佐	2			
7級	1 本庁の局長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 本庁又は委員会等の事務局の 困難な業務を行う課長の職務 4 地域振興局長の職務 5 広域本部又は地域振興局の 困難な業務を行う部長又は 局次長の職務 6 首席審議員の職務 7 困難な業務を行う審議員の職務	1	6.7	課長	1	1	6.7	課 長 級
8級	1 本庁の困難な業務を行う局長の職務 2 相当困難な業務を行う委員会等の 事務局の長の職務 3 困難な業務を行う地域振興局長 の職務 4 困難な業務を行う首席審議員の職務	0	0.0		0	0	0.0	局 長 級
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の 事務局の長の職務 4 広域本部長の職務	0	0.0		0	0	0.0	部 長 級
全体計		15						

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない

【病院局】医療職(1)給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師である技師の職務	2	28.5	技師	2			
2級	1 課長補佐の職務 2 保健所の課長の職務 3 医療施設の部長又は医長の職務 4 主幹の職務 5 参事の職務 6 困難な業務を行う医師又は 歯科医師である技師の職務	0	0.0		0	2	28.5	技師級
		0	0.0		0	0	0.0	係長級
3級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 保健所の長の職務 4 保健所の困難な業務を行う 課長の職務 5 医療施設の長又は診療部長の職務 6 医療施設の困難な業務を行う部長 又は医長の職務 7 審議員の職務 8 困難な業務を行う主幹の職務 9 困難な業務を行う参事の職務	3	42.9	医長	3	3	42.9	課長補佐級
					0			
4級	1 医監の職務 2 本庁の局長の職務 3 本庁の困難な業務を行う 課長の職務 4 困難な業務を行う保健所の 長の職務 5 困難な業務を行う医療施設の長 又は診療部長の職務 6 首席審議員の職務 7 困難な業務を行う審議員の職務	2	28.6	診療部長	1	2	28.6	課長級
				院長	1			
					0	0	0.0	局長級
全体計		7						

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない

【病院局】医療職(2)給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師(次項において「栄養士等」という。)である技師の職務	0	0.0		0	1	10.0	主事・技師級
2級	1 薬剤師又は獣医師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等である技師の職務	1	10.0	技師	1			
3級	1 保健所又は家畜保健衛生所の課長の職務 2 参事の職務 3 主任技師の職務	0	0.0		0			主任・係長級
4級	1 保健所又は家畜保健衛生所の相当困難な業務を行う課長の職務 2 相当困難な業務を行う参事の職務 3 困難な業務を行う主任技師の職務	3	30.0	主任技師	2	8	80.0	
5級	1 課長補佐の職務 2 保健所の次長の職務 3 家畜保健衛生所の長の職務 4 保健所又は家畜保健衛生所の困難な業務を行う課長の職務 5 主幹の職務 6 困難な業務を行う参事の職務	5	50.0	参事	4			
6級	1 困難な業務を行う課長補佐の職務 2 保健所の困難な業務を行う次長の職務 3 相当困難な業務を行う家畜保健衛生所の長の職務 4 保健所又は家畜保健衛生所の特に困難な業務を行う課長の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務	1	10.0	主幹	1	1	10.0	課長補佐級
7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を行う家畜保健衛生所の長の職務 3 首席審議員の職務 4 審議員の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長級
全体計		10						

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない

【病院局】医療職(3)給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師である技師の職務	0	0.0		0			
2級	1 保健師又は看護師である技師 の職務 2 困難な業務を行う准看護師である 技師の職務	12	20.0	技師	12	12	20.0	主 技 師 級
3級	1 保健所の課長の職務 2 看護師長の職務 3 参事の職務 4 主任技師の職務	7	11.7	主任技師	7			
4級	1 保健所の相当困難な業務を行う 課長の職務 2 相当困難な業務を行う看護師長 の職務 3 相当困難な業務を行う参事の職務 4 困難な業務を行う主任技師の職務	21	35.0	主任技師	21	47	78.3	主 任 ・ 係 長 級
5級	1 課長補佐の職務	19	31.7	参事	10			
	2 保健所の次長の職務							
	3 保健所の困難な業務を行う 課長の職務			4				
4 総看護師長の職務			主任技師	4				
5 困難な業務を行う看護師長の職務			看護師長	5				
6 6 主幹の職務								
7 困難な業務を行う参事の職務								
6級	1 困難な業務を行う課長補佐の職務 2 保健所の困難な業務を行う次長 の職務 3 保健所の特に困難な業務を行う 課長の職務 4 困難な業務を行う総看護師長の職務 5 審議員の職務 6 困難な業務を行う主幹の職務	1	1.6	看護部長	1	1	1.7	課 長 補 佐 級
全体計		60						

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない

【病院局】技能労務職給料表

(平成30年4月1日時点)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	0	0.0		0	1	100.0	技師級
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0		0			
3級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0		0			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0		0			
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	1	100.0	技師	1			
全体計		1						

※再任用短時間職員及び臨時職員は含まない